

雇用創出などに向けたさまざまな取り組みを進めています

申問 商工労政課 ☎⑥6774

市では、雇用の創出および安定を図るため、創業支援のためのワンストップ窓口の設置や空き店舗等活用事業補助金など「働く人」の支援に取り組んでいます。

各種申請書様式は商工労政課に備え付けられています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
 ※上十三・十和田湖広域定住自立圏（以下、「定住自立圏」という）とは十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

創業支援のためのワンストップ窓口などを設置しました

ワンストップ窓口 商工労政課に各支援機関と連携したワンストップ窓口を設置し、相談者に対して必要な支援施策および関係する支援機関を紹介します。

創業相談ルーム 創業・起業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、みなさんのご相談に対応します。

定期相談日時 毎月第2・4木曜日の午前10時～午後4時

(年末年始、祝日除く。定期相談日以外については要相談)

ところ 十和田商工会館 5階

十和田市創業支援等空き店舗等活用事業補助金

市内の空き店舗などを活用し事業を開始する人に改築・改装工事費の一部を補助します。

区分	内容
対象物件	市内全域で1月以上営業が行われていない空き店舗など
対象事業	小売業、サービス業（宿泊・飲食業含む）およびコミュニティービジネス（IT関連含む）、その他これらに類する事業
対象要件	空き店舗などを活用し、2年以上継続して実施することが見込まれることなど
補助金額	店舗改装工事費の2分の1 ◆限度額 ①4月2日以降に定住自立圏外から転入した人で店舗が200㎡以上 限度額300万円 ②4月2日以降に定住自立圏外から転入した人で店舗が200㎡未満 限度額150万円 ③上記以外のもの 限度額50万円

十和田市U I J ターン就職奨励金

人口減少対策および雇用対策の一環として、U I J ターンによって市内に転入し市内事業所に就職した人に対して、就職奨励金を交付します。

区分	内容
対象	①定住自立圏外から転入した人 ②雇用期間に定めのない、1週間の所定労働時間が30時間を超える雇用契約を市内事業所と締結し、3カ月以上就労した人 ③新規学校卒業者、公務員でないこと ※上記以外にも要件がありますので、申請前に必ずお問い合わせください。
奨励金額	1人当たり10万円

十和田市若年者等人材育成支援事業補助金

若年者などの市内企業への定着を図るため、従業員の資格などの取得にかかる費用の一部を補助します。

区分	内容
対象	市内に本社を有する建設分野または介護分野の企業で、平成28年4月1日において18歳以上40歳未満の従業員に資格や免許取得のための研修などを受講させる企業
対象経費	企業が負担した受験料や受講料（テキスト代含む） ※試験により資格などを取得する場合は合格した場合のみが対象
補助金額	補助対象経費の2分の1（上限20万円）